

## 4月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年4月27日(金) 午後3時～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 米窪事務局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木 会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号11番の田中委員と12番の塩原委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全1件 承認	<u>洗馬地区</u>	全2件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	全1件 承認	<u>北小野地区</u>	全1件 承認

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬の畑 606 m<sup>2</sup>を洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理機構を通じ〇〇〇さんの予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑 1,038 m<sup>2</sup>を〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんの予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑 1,636 m<sup>2</sup>の内 1,000 m<sup>2</sup>を、洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。残りは〇〇〇さんが自作しております。後作は〇〇〇の予定となっております。地区会としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。
- ・上条委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番外3筆の田、合計 1,939 m<sup>2</sup>を宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんに売却予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇外3筆の田、合計 1,830 m<sup>2</sup>を塩尻市大字広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りていましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんの予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 中西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する中西条〇〇〇外1筆の畑合計 975 m<sup>2</sup>を、中西条〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。この後は農振除外の手続きをとる予定となっております。地区会としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

塩尻地区	全2件 保留	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘堅石〇〇〇の畑 932 m<sup>2</sup>の内 420 m<sup>2</sup>を農家分家住宅建設のため農振農用地から除外するものです。この農地は「都市計画区域外」です。農地区分は第1種農地ですが農振法に規定する農用地利用計画に指定される用途に供するため許可要件を満たします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 2番、3番は、共通議案とさせていただきます。2番、3番につきましては、書類に不備があるということで、保留とさせていただきます。事務局から補足説明をしていただきます。
- ・原主任 本件につきましては、2点不備があります。提出書類の中で、違反部分があるが顛末書が出ていない、また、軽微変更の面積の積算根拠が誤っている等、書類に不備があるとのことで、地区会では保留となりました。
- ・塩原議長 本件につきまして保留とさせていただきます。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	全2件 承認
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑 449 m<sup>2</sup>を、広丘高出〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇外 5筆の畑、合計 2,698 m<sup>2</sup>を、広丘高出〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所

有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。

・小澤委員 塩尻町〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇の畑48㎡を、塩尻町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。

・三村委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑2,994㎡を、広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を宗賀地区でお願いします。

・上条委員 松本市〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇外3筆の畑、合計1,939㎡を、宗賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を広丘地区でお願いします。

・竹下委員 木曾郡南木曾町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑、2,163㎡を、広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて7番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員      広丘吉田〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘吉田〇〇〇の畑246㎡を、  
〇〇〇が経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区  
としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	全2件	承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>		
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>		

- ・塩原議長      1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員   片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇外1筆の畑、合計386  
㎡を、住宅用地、物置として農地転用するものです。この農地は先代のなくなっ  
た父が牛舎として建設したものを現在は物置として使用しているものです。この  
農地は「都市計画区域外」で、農業振興地域の農用区域外であります。農地区  
分は、第1種農地となりますが、原則転用が認められませんが、集落に接続して  
いて位置的代替性がなく周辺農地に影響がないため許可要件を満たします。地区  
としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員      この案件は追認申請です。片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘  
〇〇〇の畑、面積348㎡を住宅用地として農地転用するものです。昭和54年に亡  
父が農地とは気が付かず建設していたものです。この農地は「市街化調整区域内」  
で、平成30年2月15日付けで農振除外済みです。農地区分は、10ヘクタール以  
上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認めら  
れませんが、既存の住宅敷地の2分の1までの拡張であるため不許可の例外に該  
当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお  
願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全2件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区 全1件 承認	北小野地区 全2件 承認

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇の畑、面積1,983㎡のうち708㎡を、大門〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、鉄塔建て替え工事に伴う資機材運搬用モノレール設置のため工事用地及びトイレ、休憩小屋として来年1月末まで一時転用するものです。この農地は都市計画区域外で、農業振興地域の農用地の区域外であります。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的の第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・上条委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の田、面積415㎡を、松本市〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、牛舎解体工事に伴う解体物の一時置き場として平成32年5月末まで一時転用するものです。この農地は「市街化調整区域」で農業振興地域の農用地の区域外であります。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的の第2種農地となりますが、一時転用であるため許可要件を満たします。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘吉田〇〇〇の畑、面積134㎡を、広丘吉田〇〇〇さんに所有権移転し、農機具置き場及び通路敷地として農地転用するものです。この農地は「市街化調整区域」で、農業振興地域の農用地の区域外であります。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇の田、面積 488㎡の内 75㎡を、夫、〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は都市計画区域外で、農業振興地域の農用地の区域外にあります。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的の第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘野村〇〇〇の畑、面積 333㎡を、大門〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し農家分家として農地転用するものです。この農地は「市街化調整区域」で、農業振興地域の農用地の区域外であります。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続する住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続届）について

塩尻地区	片丘地区	全1件	承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	全2件	承認
宗賀・檜川地区	北小野地区	全4件	承認

【報告】 事務局 原主任 3条届出 9件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届出について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区
宗賀・檜川地区	北小野地区

【報告】 事務局 原主任 4条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全20件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 原主任 5条届出 20件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区 全5件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区 全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 県農業開発公社が所有します洗馬〇〇〇の畑、合計 3,475 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業ということで洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 県農業開発公社が所有します洗馬〇〇〇の畑、合計 6,519 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を広丘地区でお願いします。
- (塩原議長退席)
- ・竹下委員 県農業開発公社が所有します広丘郷原〇〇〇の畑、合計 3,269 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・二木会長代理 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・二木会長代理 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・二木会長代理 本件は承認されました。(塩原議長入室)



- ・塩原議長 続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 安曇野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑 875 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転します。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇畑 875 m<sup>2</sup>を県農業開発公社に自作地売買、保有合理化促進事業で所有権移転します。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑 948 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転します。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を宗賀地区でお願いします。
- ・上条委員 東京都中央区にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇の畑 371 m<sup>2</sup>を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転します。地区としては可といたしました。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全15件	承認	片丘地区	全14件	承認
広丘・高出・吉田地区	全31件	承認	洗馬地区	全34件	承認
宗賀・檜川地区	全11件	承認	北小野地区	全18件	承認

(塩原議長、荒川委員退席)

- ・二木会長代理 塩尻地区からお願いします。

- ・百瀬委員 塩尻地区面積 15,613 m<sup>2</sup>筆数 15 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積 22,187 m<sup>2</sup>筆数 14 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積 35,380 m<sup>2</sup>筆数 31 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積 58,868 m<sup>2</sup>筆数 34 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積 8,555 m<sup>2</sup>筆数 11 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 21,971 m<sup>2</sup>筆数 18 すべて可といたしました。
- ・二木会長代理 総合計 162,574 m<sup>2</sup>筆数 123 となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・原主任 (7件 12筆報告)
- ・二木会長代理 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・二木会長代理 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・二木会長代理 本件は承認されました。(塩原議長、荒川委員入室)
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

#### (4) その他事項

##### ① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・北澤氏 ナシハナバチについて資料を用意しておきます。

(意見・質問なし)

##### ②新規就農者の調査について (栗山久利)

- ・塩原議長 新規就農者の調査について農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課栗山 (資料により説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 年齢要件が無いようだが、定年後の就農者でも良いのか。
- ・農政課栗山 補助の要件は65歳が上限となっているが、セミナーなどの案内もしますので、お願いします。
- ・三村委員 3月1日以降に新規に就農した方が対象となっているが、それ以前に就農された方の確認はどこですればいいのか。
- ・農政課栗山 それ以前の方についての問い合わせは、農政課へお願いします。
- ・伊藤委員 家族構成の子どもの名前も書かなければならないのか。
- ・農政課栗山 本人が書きたくなければ、書かなくても良いが、できれば家族構成などもわかればありがたい。

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

③空き家に付随した農地の指定及び農地法3条許可の流れについて(米窪局長)

- ・米窪局長 (資料により説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・伊藤委員 空き家は、どのようなものでも良いか。
- ・米窪局長 空き家バンクに登録が必要です。
- ・北澤委員 空き家についての条件はなかったはずだが。
- ・米窪局長 市の制度として空き家バンクがあるので、今回は空き家バンクに登録されているものとしたい。
- ・北澤委員 空き家バンクには、どんな空き家でも登録できるのか。
- ・米窪局長 次回定例総会までに資料等用意しておきます。
- ・その他協議により決定した件
  - 現地確認は、該当地区の委員全員で行う。
  - 指定の可否は地区会で良い。
  - 空き家に付随した農地については、案件ごとに柔軟に対応する。
- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後5時20分終了

平成30年4月27日

議事録署名人

会長 \_\_\_\_\_ 印

議席11番 \_\_\_\_\_ 印  
田中委員

議席12番 \_\_\_\_\_ 印  
塩原委員